

公共放送ワーキンググループ これまでの主な議論

令和5年12月5日
公共放送WG事務局

(1) 地上波テレビ放送以外（地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送）のインターネット活用業務の在り方

① 必須業務化の是非

- ・ 地上波テレビ放送と同様、放送の受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国(全世界)において提供すること(必須業務化)が適当かどうか。

② 必須業務として配信すべき情報の範囲

- ・ 地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一の内容を基本としつつ、i)国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii)放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すべきかどうか。
- ・ その際、各メディアの性質に鑑み、テキスト情報等の範囲について特に考慮すべき点はないか。

③ 二元体制を維持するための担保措置

- ・ 地上波テレビ放送と同様、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電波監理審議会等)が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべきかどうか。

(2) 国際放送の在り方（上記(1)を除く）

① コスト負担の軽減

- ・ インターネット配信の活用による伝送コストの軽減の可能性等について検討。

② コンテンツ調達の在り方

- ・ 番組制作の競争性・透明性の確保、民放や株式会社日本国際放送等の外部リソースの活用の可能性等について検討。

③ 財源の在り方

- ・ 広告収入の可能性等について検討。

(3) その他

① 競争評価のための関係者による事前検討の場のフォロー

- ・ 検討状況について適時にフォローを実施。

② NHKのガバナンスの在り方

- ・ NHKのガバナンスの在り方について検討。
- ・ NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証。

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・今回提案されている各論の5つ全て必須業務でいいと、私はすべきだと考えている。らじる★らじるは私のような古めのマンションに住んでいるとラジオがすごく入りにくいので、これがネット配信になるとすごく助かる。(第5回・長田構成員)
- ・衛星やラジオのネット配信について言えば、世界はFAST(注:Free Ad-Supported Streaming Television(無料で提供される広告付きのストリーミング型テレビサービス))を使って、ネットを介した放送類似サービスあるいは放送補完サービスを行うというのは当たり前になってきている状況があるので、今さらそこでまた縛りを入れるのは違うのではないか。(第14回・内山構成員)
- ・ラジオ放送のネット配信については、災害時の情報入手等、ラジオの情報の入手の複線化にもつながるという意味で、防災にとってもプラスになり得る場面もあり、議論を進めることに意義がある。その際、地上波テレビと異なり、ラジオについては受信料がかかっていないため、そういう点の関係性も踏まえて、インターネットにおいても、地上波とラジオをそれぞれ分けて考えていくこともあり得る。(第14回・第15回・落合構成員)
- ・ラジオ放送についても、インターネットで配信して欲しい人は多くいる。できるところからでも始めていただきたい。(第14回・第15回・長田構成員)
- ・ラジオに関しては、AM1波の削減計画との関係で提供できる放送枠が少なくなっているということ、また、テレビとは競争状況が違うということも鑑みると、ネット業務においても、もう少し幅広く認める余地があるのではないか。(第14回・曾我部構成員)
- ・ラジオについて、ラジオを聞きながらNHK出版のテキストを見ることはマルチメディア的にあり得る方向と思う。学習ツールとラジオは密接に使われていることもあり、それがウェブに移ったらどうなるのかという想像力も必要。(第14回・瀧構成員)
- ・ラジオについては、既に主要局の放送番組の同時配信や聴き逃し配信を実施していて実績があり、また、受信対象に対し、受信契約の対象外であることによる費用面での制約もあることから、現状のまま必須業務化することが基本となるのではないか。他方、ウェブサイトやアプリでの展開にどのような枠づけをするかは、テレビ放送とは異なる事情もあるので、別途考える必要があるように思われる。競争評価についても、教育産業との関係を考慮する必要の有無などの独自の検討を要するかもしれない。(第15回・曾我部構成員)
- ・ラジオは音声だけの情報なので、例えば数値に関するものについて、トレンドを示したい、グラフィカルに何かを伝えたいという場合には、インターネットとラジオの間でのマルチメディア的な補完性があり、ネット側にその役割がある。そのため、テレビの議論以上に、実は理解を増進するための情報がより積極的に範囲を取らなければならないのではないかと考えている。(第15回・瀧構成員)
- ・ラジオ文化はテレビと違い、視聴者と聞く側の間のインタラクティブ性が高いものであり、この文化を認識した上でのネット活用ということがあるべきではないか。(第15回・瀧構成員)
- ・超長期の政府政策と企業戦略において、現在の電波リニアから配信へのシフト戦略において、極めて注意深く進めないと、電波リニアと配信の両方を棄損する危険がある。早すぎれば必要以上に電波リニアのリーチを棄損するし、遅すぎれば外資にいろいろ持っていかれたり、将来の配信事業でのリーチやシェアを失い、わが国として基幹的な民族系マスメディアを失うリスクがある。絶妙なシフト・タイミングが必要なはずである。したがって、実務として、地上波、衛星、ラジオ等、個々の電波リニア媒体ごとに、どのタイミングで配信実施するかは、ある程度、NHKに裁量の余地を持たせるべきではないか。一方、中期計画レベル(3年)ではなく、もう少し長いロードマップ的なものをNHKが提示されることも期待。(第15回・内山構成員)
- ・「地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしてまいりたい。」という「基本的な考え方」に賛同する。また、同じ箇所に記載されている「地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送それぞれに固有の事情がある」ことも理解する。ラジオと国際放送は必須業務化し、衛星放送は、権利処理等のコスト面から、必須業務化は当面の間は見送るという考え方と理解した。(第15回・山本主査代理)
- ・例えば、語学講座アプリだと、影響がありそうな教育産業、教育事業の方からも話を聞く必要もあるのではないか。(第14回・(一社)日本新聞協会メディア開発委員会)

【デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(親会) 構成員等の主な意見】

- ・ 災害時という点では、地震や津波や火災など、何があるか分からないが、実は、屋内で放送を見るよりは、いわゆる携帯受信、ネットからのほうが、我々、日常生活をしていて、堅牢というか、途切れなく聴ける。そういう意味では、ラジオもradikoとらじる★らじるがあるわけで、これは恐らく、スマホ普及に伴ってどんどん増えていくことに任せていけばいいわけなので、ここは逆に、ワイドFMや、さらに95MHz以上のワイドFMの受信機の普及に頼るよりは、圧倒的に数は多いと推測する。どうしても放送でのリーチということを基準に議論はされるが、ネット側での受信の代替というのもあるので、ケーブルテレビによる巻取りというのも含めてブロードバンド代替という話がテレビにも起こっているということを考えれば、radiko、らじる★らじるでの放送、放送をネット側で出すということがここまで早くできているというのをうまく活用して、全体で設計していくことがすごく重要ではないかと感じる。(第15回・奥構成員)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ 衛星放送のうち、特にBS2Kは幅広い制作会社が参画しており、この番組がネットに乗るかどうかは産業政策的にも重要な側面がある。最低でもBS2Kは必須業務化した方がいいのではないか。(第5回・内山構成員)
- ・ 衛星放送はコンテンツの多様性に資するところが非常に大きく、役割論の視点から必須業務にする意義があるのではないかと考える。他方で視聴率がそれほど高いわけではなく、民業圧迫の懸念も比較的小さいので、必須業務化に賛成。(第5回・曾我部構成員)
- ・ 衛星放送のネット同時配信・見逃し配信を認めるかどうかは、NHKの在り方、衛星放送制度の在り方にとって決定的に重要な論点。地上波と衛星で公共放送の役割を実現すると考えれば、負担がある程度かかっても衛星放送についても同時配信をさせるべき。他方で、地上波2波の同時配信、あるいは見逃し配信でよい、衛星のネット配信は任意業務でよいと考えるのであれば、翻って衛星放送本体についても任意業務化でいいのではないかとかいろいろな議論が本来あるべき。したがって、公共放送の役割を2波で実現するのか、3波4波で実現するのかということとも併せて、本質的な議論が必要。(第5回・宍戸構成員)
- ・ 衛星やラジオのネット配信について言えば、世界はFASTを使って、ネットを介した放送類似サービスあるいは放送補完サービスを行うというのは当たり前になってきている状況があるので、今さらそこでまた縛りを入れるのは違うのではないか。(第14回・内山構成員) (再掲)
- ・ 衛星放送のコンテンツは地上波と異ならない公共性を有しており、今後、ネット配信をする、つまり必須業務化することについては、意義が大きいのではないかと。ただ、コンテンツの量が多くなることに伴って、投資コストへの影響や、競争環境への別途の考慮が必要かについては、よく確認して結論を出す必要がある。(第14回・大谷構成員)
- ・ 衛星放送についても、やはり必須業務化を認めたほうが良いという議論もあり、価値がある情報を発信されている場合も十分にある。他方、ガバナンスの問題が議論されている中で、設備調達稟議事案が衛星放送を起因としていることも踏まえて、衛星放送についてはガバナンスの影響を特に注視して見ていくことが重要ではないか。(第14回・落合構成員)
- ・ NHKが、基本的に3波(地上放送2波、衛星放送1波)で、全体として公共放送としての役割をネット上でも実現していくのだと考えるのであれば、やはり衛星放送についても、一定のコストがかかったとしても、当然それはNHKが努力してネット配信をすべき。地上放送2波と衛星放送への番組の割り振り、コスト・権利処理等の配賦の問題について、まずはNHKに説明してもらうことが大事ではないか。(第14回・宍戸構成員)
- ・ イギリスのBBC StudioというBBCの子会社が、アメリカでAmazon Freeveeを使って、そこでFAST5チャンネルを展開するという話があり、衛星波あるいはケーブル伝送路を使って海外で展開するというのは、いろいろコストもかかって大変な状況と思うので、参考事例になるのではないかと。(第14回・内山構成員)
- ・ NHKが、今後長期にわたって1,000億円の経費を削減していくという流れがある中で、衛星放送が見られている度合いに対して付加受信料が高いと感じる。意味ある番組を維持していく、サステナブルな方向を目指すということが、もう一つ重要なテーマである。(第14回・瀧構成員)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ **衛星放送について、権利処理の問題にも限らないと思うが、実現に向けての課題を洗い出してもらい、それをどのように解決していくのか、その道筋をこれから考えていく必要がある。**(第15回・大谷構成員)
- ・ 権利処理の問題について、どのような形で放送法や著作権法で工夫をする余地があるのか、実際に制度化をしていく場合には、NHKだけではなく民放側のBB代替など、民放に義務を課さないということを前提に、工夫の余地があるかどうかということを考えていくことが必要。(第15回・落合構成員)
- ・ **現状のままでは著作権上の問題があるとの説明で、それは理解できるが、一定期間後のイメージを描く必要がある。**例えば、プロスポーツでは権利取得が費用との関係では困難だが、ドキュメンタリーなどではさほど高額にならないといったことがあるのか、実態を踏まえつつ、移行期間を設けることにより対応できるかどうかを検討すべきではないか。NHKの資料では、当面の間は、同時・見逃し配信の実施は見送りたいとあるが、**当面の間にもどのように取組を進めるのか、ロードマップを明確にする必要があるのではないか。**(第15回・曾我部構成員)
- ・ 超長期の政府政策と企業戦略において、現在の電波リニアから配信へのシフト戦略において、極めて注意深く進めないと、電波リニアと配信の両方を棄損する危険がある。早すぎれば必要以上に電波リニアのリーチを棄損するし、遅すぎれば外資にいろいろ持っていかれたり、将来の配信事業でのリーチやシェアを失い、わが国として基幹的な民族系マスメディアを失うリスクがある。絶妙なシフト・タイミングが必要なはずである。したがって、実務として、地上波、衛星、ラジオ等、個々の電波リニア媒体ごとに、**どのタイミングで配信実施するかは、ある程度、NHKに裁量の余地を持たせるべきではないか。**一方、中期計画レベル(3年)ではなく、もう少し長いロードマップ的なものをNHKが提示されることも期待。(第15回・内山構成員)(再掲)
- ・ 地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしてまいりたい。」という「基本的な考え方」に賛同する。また、同じ箇所に記載されている「地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送それぞれに固有の事情がある」ことも理解する。**ラジオと国際放送は必須業務化し、衛星放送は、権利処理等のコスト面から、必須業務化は当面の間は見送るという考え方と理解した。**(第15回・山本主査代理)(再掲)

【デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(親会) 構成員等の主な意見】

- ・ **衛星放送は、地上放送やケーブルテレビとの関係も深いメディアであるという特性を踏まえつつも、今後の情報空間を支える手段の一つとして、整合性のある一体的な政策を検討しなければいけないのではないか。**(第18回・大谷構成員)
- ・ 昨今では、テレビスクリーンでいわゆるIP、配信側から入ってくFASTサービスが、かなりのボリュームを持って見られるようになった。その流れは、衛星放送系のチャンネルに大きく影響を与えている。(第18回・奥構成員)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ **国際放送は民間と競合しないので積極的に検討すべき。国際放送のネット配信の必須業務化に賛成。**(第1回・第5回・第14回・落合構成員)
- ・ NHKがネットに進出したときに海外でどのような形で視聴できるのかについて、著作権問題を置いておけば、**基本的には日本国内と同じように見られるのが望ましい。**(第2回・曾我部構成員)
- ・ 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、**正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所**は、政府広報もそんなに見られなかったりするるので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないか。(第2回・瀧構成員)
- ・ **ネットを使った国際展開**、例えばNHK本体の国際放送のほか、NHKプラス、NODの海外展開、あるいは、JIBやJAMCOやNEP等の活用等に関して、何か展望はないか？一つは対ユーザーサービス、例えば在外邦人や外国人、それからもう一つはBtoBの部分、日本のコンテンツホルダーやIPホルダーとの協力、こういう面において展望はないか？(第8回・内山構成員)
- ・ 日本の現状、公共的な事柄について国内向け・海外向けあるいは海外におられる日本国籍をお持ちの方に向けて情報発信していくことは、非常に公共性が高いと同時に、直感的には足りていない印象がある。**多国語言語で日本の公共的な事柄をデジタル空間でも発信することにNHKに先導的な役割を期待する。**(第14回・宍戸構成員)
- ・ 国際については、放送と配信の制度的な区別をせず、包括して必須業務とする制度化ができないだろうか。**海外では既に放送と配信の相対化が進んでいるので、NHKにおいて国際放送の目的を達成するために最適な放送、配信方法を選択し、総体として広く視聴される状況をつくり出すことを重視すべきではないか。**(第15回・曾我部構成員)
- ・ **国際放送も、ネットでの配信ができるようにしていったらいいのではないか。**(第14回・長田構成員)
- ・ 超長期の政府政策と企業戦略において、現在の電波リニアから配信へのシフト戦略において、極めて注意深く進めないと、電波リニアと配信の両方を棄損する危険がある。早すぎれば必要以上に電波リニアのリーチを棄損するし、遅すぎれば外資にいろいろ持っていかれたり、将来の配信事業でのリーチやシェアを失い、わが国として基幹的な民族系マスメディアを失うリスクがある。絶妙なシフト・タイミングが必要なはずである。したがって、実務として、地上波、衛星、ラジオ等、個々の電波リニア媒体ごとに、**どのタイミングで配信実施するかは、ある程度、NHKに裁量の余地を持たせるべきではないか。**一方、中期計画レベル(3年)ではなく、もう少し長いロードマップ的なものをNHKが提示されることも期待。(第15回・内山構成員)(再掲)
- ・ 地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしてまいりたい。」という「基本的な考え方」に賛同する。また、同じ箇所に記載されている「地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送それぞれに固有の事情がある」ことも理解する。**ラジオと国際放送は必須業務化し、衛星放送は、権利処理等のコスト面から、必須業務化は当面の間は見送るという考え方と理解した。**(第15回・山本主査代理)(再掲)
- ・ **国際放送の要請放送については、国の予算で実施されるものであり、世界的に視聴スタイルの変化が進む中、より効果的に実施するために、インターネット配信を要請の対象に加えることを検討すべき。**(第15回・山本主査代理)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ 国際放送のインターネット活用業務については、国内放送と同様に、放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の実情に合わなくなっているのではないかと認識している。特に海外発信において、インターネットの活用をさらに拡充すべきではないかと認識している。(第3回・NHK)
- ・ これまで放送でやってきたことが、各国では既にOTT、SNS経由の情報伝達主流になっている。これを考えると、放送と同様の効用で異なる態様のもので、国際のインターネット発信にしっかり対応していきたい。さらには、外部プロダクションが作ったコンテンツについても、海外配信を強化していきたい。(第8回・NHK)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ NHKは国内事業者と競合しない国際放送を積極的に実施いただき、特に国際に関して日本を代表するプレーヤーとして頑張っていただきたいという期待もある。(第4回・内山構成員)
- ・ NHKでは、放送においては国際的に共同番組制作が行われているが、今後、ネットにおいても同分野での展開が必要であり、NHKへの期待が高い。(第5回・内山構成員)
- ・ 将来的な財源の確保を考えた際に、例えば英国型の国際放送に向けての広告収入を得るといのは、いずれ選択肢の一つとして再検討する余地が出てくるのではないかと考えている。(第7回・大谷構成員)
- ・ NHKは国際ネットワーク、例えば取材や制作、流通販売などはやはり圧倒的に強い存在なので、これをある意味で公共放送・民間放送で共有できるという思いもある。(第8回・内山構成員)
- ・ 国際案件に関しては、誰に向けて、どのようなものを、どういう伝送路を使って流していくかということ再検討するにはいいタイミング。(第14回・内山構成員)
- ・ NHKの事業運営収入というよりも、民放も含めたプラットフォームとしての事業の中に充てるものとしての広告を取得していくことが重要ではないか。(第14回・落合構成員)
- ・ プラットフォームを構築する場合には、その原資には受信料ではなくて広告収入も一部入ると整理することも考えるべきではないか。そこにできた市場に、民放あるいは他のメディアが参入していくということもあり得る。(第14回・宍戸構成員)
- ・ 国際については、放送と配信の制度的な区別をせず、包括して必須業務とする制度化ができないだろうか。海外では既に放送と配信の相対化が進んでいるので、NHKにおいて国際放送の目的を達成するために最適な放送、配信方法を選択し、総体として広く視聴される状況をつくり出すことを重視すべきではないか。(第15回・曾我部構成員)(再掲)
- ・ 国際放送について、本当にどれぐらいの人が見ているのかという統計を見ながら議論を行うべき。(第14回・瀧構成員)
- ・ 国際放送がどれぐらいに本当にリーチしているのか、認知されているのかということはある程度、情報として出してもらった上で議論していくべき。定量的には厳しいけれども、定性的にはポテンシャルがある領域もあるのだから、そういったところを中心として話を進めていくという流れが必要なのではないか。(第15回・瀧構成員)
- ・ 国際放送のインターネット活用業務については、国内放送と同様に、放送の補完という位置づけだが、放送と通信の融合が進んでいる海外と比べると、社会の実情に合わなくなっているのではないかと認識している。(第3回・NHK)(再掲)
- ・ これまで放送でやってきたことが、各国では既にOTT、SNS経由の情報伝達主流になっている。これを考えると、放送と同様の効用で異なる態様のもので、国際のインターネット発信にしっかり対応していきたい。さらには、外部プロダクションが作ったコンテンツについても、海外配信を強化していきたい。(第8回・NHK)(再掲)
- ・ 財源は基本的に受信料、いわゆる特殊な負担金と考えている。広告収入の道はあるかということについては、これは、民間放送は広告収入で運営されている。相手があることなので国際放送においても、広告収入の道があり得るどうかも含めて、民放側の考えも伺い検討していく課題だと考えている。(第8回・NHK)

【放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 構成員等の主な意見】

- ・ 本タスクフォースは、産業としてNHKと民放の「協調」の側面を取り上げる場であり、国内勢で日本のメディアシーンを盛り上げていきたいという趣旨。今後のインターネット空間・情報空間での他産業や海外との競争を意識したものであり、その趣旨を理解の上、前向きな議論をお願いしたい。(第1回・内山主査)
- ・ NHKの国際放送については国からの要請に基づく交付金が入っており、最終的には受信料と一体で使用されているため、**交付金がどういう形で使われているのか分からない部分がある**。NHK自体のガバナンス・透明性の向上のほか、**様々なプラットフォームとしてのNHKの活用を考えていくに当たっては、どの財源がどのように使われているかについて、NHKの説明責任を問うていくことが大事**。(第3回・落合構成員)
- ・ 編成によってあらかじめ調達方法が絞られてしまっているという側面があり、番組制作事業者の選定プロセスにおいて**透明性や競争性を高める必要がある**。(第3回・クロサカ構成員)
- ・ NHKの国際放送は日本のフラッグシップとして役割を果たしている。国内で徴収した受信料で支弁することについてより理解を得ていくためにも、オールジャパンで国際に出て行くことは重要であり、そうすれば民放のコンテンツものせることの意味も出てくる。費用を支弁するひとつの方法として、**海外向けについては広告収入を検討してもよいのではないか**。(第3回・三友構成員)
- ・ **国際発信について、広告収入の可能性について検討**いただきたい。その際、二元体制の維持を考えた時に、コンテンツを制作する際にNHKの行動原理が民放と同じになると二元体制の維持ができなくなる。NHKの行動原理を変えないような形で、**広告料を原資とした民放への協力活動、民放への分配などを慎重に設計することは重要**。(第4回・落合構成員)
- ・ NHKの**国際放送については、これまでネット配信の強化、広告収入の可能性、番組制作の競争性の確保、国からの要請放送交付金を含めた財源の透明性等、様々な議論が展開されてきたが、いずれも重要な意見**であったと感じている。本タスクフォースでは、国際放送の視聴環境の拡大や、放送コンテンツの拡充の観点での課題解決に向けて一定の方向性をつけているところであるが、**更なる課題についても引き続き検討し具体化することが重要**。(第4回・クロサカ構成員)
- ・ 今後海外で生活している現地の方々にとどのようにリーチしていくのかということについて、**NHKの様々な知見、必要なライツクリアランスや二次利用などについて、放送事業者や制作会社等に提供いただけないか**検討していただきたい。(第5回・クロサカ構成員)
- ・ JIB(株式会社日本国際放送)の海外展開のためにどのような部分で協業できるか、日本のコンテンツが海外に出て行くために取り組めることがあるか、**模索**したい。本タスクフォースの議論の中でNHKが持つノウハウを認識したところ。膨大なコンテンツに字幕を付けたり、ローカライズする上で効率がよい体制ができているのではないかと思う。民放局の立場としては聞きづらいこともあるかもしれないため、**BEAJの立場として、今後ヒアリングを進めて参考にてできる部分、共有できる部分の有無など聞いていきたい**。(第5回・一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ))
- ・ 本日の発表を聞いて、BEAJと協力していく余地があると感じた。連絡を密に取りたい。(第5回・株式会社日本国際放送(JIB))

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ 具体的なデータないし指標に基づいて、NHKが本来あるべきものを行っているのかやっていないのかとか、こういうことがあったら公正競争を害するおそれがあるという抽象的な話ではなく、**具体的に害するおそれがあるからこの業務はこうやめようとかいった議論にならないといけないのではないか。**(第4回・宍戸構成員)
- ・ 言論市場だとか、類似のコンテンツの市場も含めて言論・表現の市場を広めにとって、**そのような言論市場全体にとっての競争なり市場の健全性が維持・確保されるかどうかを見るべき。**(第4回・林構成員)
- ・ 地方の実情を含めた放送市場を俯瞰的に見る場として、例えば放送市場検証会議といったものを機能させれば、狭い意味での競争評価の場だけじゃなくて、これまであまりなかった地方の放送事業者の声を聞く場にもすることができるのではないかと。(第10回・林構成員)
- ・ NHK自身が行う競争評価結果に対して、予算提出時の大臣意見として付すということで、**総務省の検討結果を電波監理審議会や国会審議による公正かつ民主的なチェックを受ける方向で考えてはどうか。**(第10回・林構成員)
- ・ 公益性があるものでなければ、そもそもNHKが担うべきなのかどうかという話になるのだろう。その上で、さらにエビデンスに基づいて、数値的なデータを踏まえた競争評価をしっかりと行っていくこともあるし、**NHKだけでなく、国が関与していくことが重要ではないか。**これはガバナンス問題に関する部分で、国も関わっていくことが大事であり、意見聴取のプロセスなども設けていくことが必要。(第11回・落合構成員)
- ・ 実際の競争評価には、専門的知見を伴う多面的な観点から複合的な判断を求められるため、競争評価主体が何らかの判断結果を示す場合には、**その過程で利害関係者や競争事業者の意見聴取のプロセスを必ず設けるべき。**(第11回・林構成員)
- ・ **防災であったり、聴覚障害の方であったり、いろんな方に対してのテキスト情報、災害時のような特別な場合の情報などは、必須業務としてむしろ認めていくべき。**(第11回・長田構成員)
- ・ テキスト情報の範囲は厳格に考えていくことであり、また、一種のフリーライドに関する部分については、そもそも有償での提供を大前提にしていき、**テキスト情報の発信などを含めて行っていくことが確実に必要なことではないか。**(第11回・落合構成員)
- ・ 放送とネットとで等しくNHKの価値を享受することが必須業務化だと言われていることも踏まえて、**あくまでネットの情報についても放送と同一の情報内容が原則であることを、ワーキングとしては明確にしていくことが重要ではないか。**(第12回・落合構成員)
- ・ NHKに対する業務範囲の審査があって、さらに競争評価となろう。審査も厳格に行っていくことが必要。(第13回・落合構成員)
- ・ 今回の取りまとめで示された競争評価の仕組みは、放送の分野にとって初めての試みとなるため、**この仕組みがしっかりとワークするようにしていくことが重要。**そのためには、視聴者の視聴実態も踏まえた、放送を取り巻く市場全体を広く俯瞰した分析・検証が求められており、**競争評価の事前検討の場も含めて、参加する関係者には必要な情報や考え方を可能な限り示しながら、建設的な議論を進めていくことを期待。**(第14回・林構成員)
- ・ **まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどういう阻害要因があるのかを示すこと。**(第9回・(一社)日本新聞協会メディア開発委員会)
- ・ **NHKが行うにふさわしい公共性や公共的価値があることと二元体制を損なわないこと、この2点をエビデンスによって明らかにすることが、まずNHKにおける検討で求められるのではないかと。**(第13回・(一社)日本民間放送連盟)

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ NHKからの責任ある説明や、その前提となるNHK内部での議論を進めてもらうため、**明確に独立の論点としてNHKのガバナンス問題を位置づけるべき。**(第14回・宍戸構成員)
- ・ 受信料に支えられている事業体として、**NHKの業務と受信料の収入の扱い、そしてそのガバナンスというのはやはり一体のものであって、不断の取組を進めることが重要だ**ということは、これまで終始一貫してきたもの。ワーキンググループの中でこの姿勢を明確にし、NHKからの説明を聞きながら議論する場を明確につくっていくということは、意義がある。(第14回・大谷構成員)
- ・ 実際にNHKの中でガバナンスにどう取り組まれているか、それをどう改善していくのかは、最終的に必須業務化の在り方の中で、どういう形で規律を考えていくかに当たり、重要な内容になってくる。論点としてしっかり捉えて議論していくことが重要であり、**ガバナンスの問題について、先送りをしながらNHKの業務だけを進めると、理解を得られないこともある。**(第14回・落合構成員)
- ・ 宍戸構成員の提案は、BSの設備調達稟議事案だけではなく、全体的なNHKのガバナンスのことについて、きちんとNHKからも説明していただき、こちらでも議論するという提案と理解した。賛成する。(第14回・長田構成員)
- ・ BSの設備調達稟議という一つの事案に即するガバナンスの話もあれば、より大きなガバナンスの話もあり、どこまで扱うかは考えるべき。大きい項目としてガバナンスという話を入れることには賛成。(第14回・瀧構成員)
- ・ NHKのガバナンス問題についてピックアップし過ぎという印象が正直あり、先般の設備調達稟議事案のことを指して考えているとすれば、そこまで大仰に取り上げる問題かと感じる。(第14回・内山構成員)
- ・ 昨今いろいろガバナンスに関して不安を感じさせるような案件も起きている中で、独立の問題として取り上げるということはもっともだが、スケジュールとの関係を考え、どのような形で取り扱っていくのかということについてはもう少し検討する必要がある。(第14回・曾我部構成員)
- ・ **NHK子会社の事業活動の在り方については、公共放送ワーキングの取りまとめにおいて、エビデンスベースで不断に検証していくことが求められるとされており、まずは実態把握から始めるべき。**(第14回・山本主査代理)

参考資料

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合

出典：「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」第1回会合（令和5年11月20日）資料1－2

1. 概要

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下で開催された公共放送ワーキンググループの取りまとめ(令和5年10月18日)「3. NHKのインターネット活用業務の在り方」を踏まえ、日本放送協会(NHK)のインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じたテキスト情報等の配信に関し、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能するよう、NHKによる検討や、NHK及び民間放送事業者等の関係者による議論を促すもの。

2. 主な検討項目

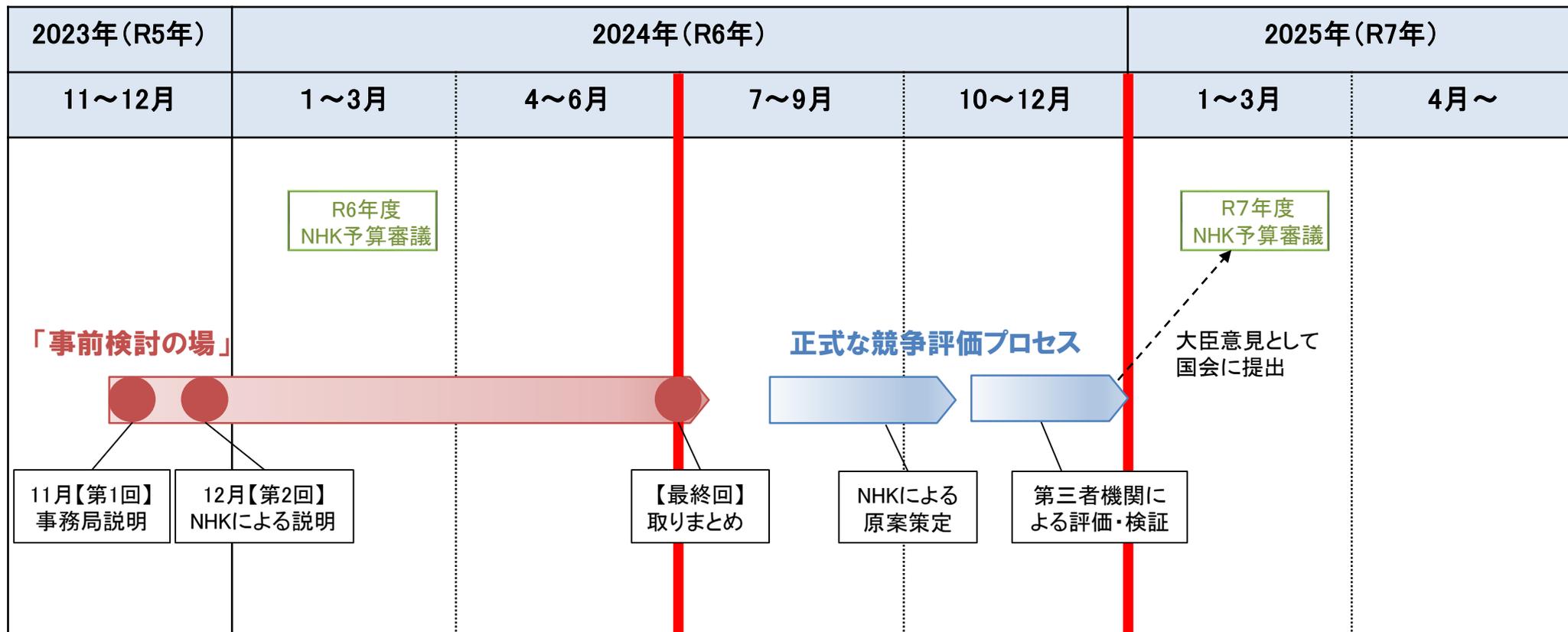
- (1) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じた情報等の配信に関する競争評価の枠組み(競争評価の体制・プロセス等)
- (2) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、その具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方及びNHKが策定する原案に関する事項

3 構成員

有識者	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
日本放送協会		
一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会		
一般社団法人日本民間放送連盟		
総務省		

- 令和6年夏ごろに取りまとめることを目標に、今後月に1回程度の開催を予定。
- 次回（第2回）は、12月12日に開催。本日の議論を踏まえつつ、NHKから、競争評価の枠組みや考え方について、説明いただくことを予定。

【スケジュール(想定)】



1 総務省において整備すべき体制・競争評価プロセスの在り方

- 総務省における体制について、独立性や専門性をどのように担保すべきか。
- 総務省における評価・検証プロセスでは、関係事業者の意見をどのようにくみ取るか。
- 総務省における評価・検証プロセスでは、総務省として新たに競争評価を行うものとするか、NHK内による競争評価の結果を踏まえてその評価・検証を行うものとするか。
- 仮にNHKにおける競争評価等に問題があると認められた場合、どのような対応を行うべきか。
- 評価・検証を行う時期は定期とするか。臨時的な評価・検証も可能とするべきか。（例えば、当該年度の予算に影響が生じない業務については、臨時的な評価・検証を行うことなどは考えられるか。）

2 NHK内において整備すべき体制・競争評価プロセスの在り方

【NHKにおいて、以下のような論点を踏まえて検討すべき】

- NHK内の体制について、独立性や専門性をどのように担保すべきか。また、その実効性を確保するため、経営委員会や執行部との役割分担（ガバナンスの確保）をどのように考えるか。
- NHK内で実施する競争評価では、関係事業者の意見をどのようにくみ取るか。
- NHKにおける既存の競争評価の枠組みを活用することは考えられるか。
- 新規業務の開始や既存業務の変更にあたり実施する競争評価（事前評価）に加え、事後評価を実施すべきか。頻度や評価対象についてはどの程度が妥当か。（競争評価を行う時期は定期とするか、臨時的な競争評価も可能とするべきか。）

【NHKにおいては、以下のような論点を踏まえて検討すべき】

1 競争評価に係る考え方・手法

- 配信するテキスト情報等の競争評価を行うにあたり、どのような基準で市場画定を行うか。
 - メディアの多元性確保を目的としていることを踏まえ、具体的な評価の範囲について、どのように事前に定性的又は定量的に示すことができるか。また、その手法はどのように考えているか。
 - 競争評価（又はその評価・検証）にあたり、必要となるエビデンス（データ）はどのようなものか。
 - NHKにおける既存の競争評価の枠組みでは、どのような手法により実施しているのか。また、その際に利用しているエビデンス（データ）はどのようなものか。
- ※（総務省での評価・検証では、NHKによる評価の妥当性をどのように判断すべきか。）

2 具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方

【競争評価の考え方等を整理した上で、以下のような論点について検討すべき】

- テキスト情報等に関し、公共放送WG取りまとめで示された i) 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、及び ii) 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報について、範囲がより明確になるよう記載すべきではないか。また指標のようなものを設けることができるか。
- NHKが新規に提供を希望する等として示すテキスト情報は、どの程度のサービスの単位（まとまり）とすべきか。現在配信されているテキスト情報等との相違点については、明らかにすべきではないか。
- 具体的な提供条件として、費用の規模はどの程度明確にすべきか。また、受信料支払いの確認等についてはどう考えるか。その他にどのような提供条件があり得るか。